

芥川流域が「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、 「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」に指定されました。

～水害に強いまちづくりを加速化します～

令和7年6月20日指定・令和8年4月1日施行

芥川流域ってどんなところ？

- 流域は高槻市・京都市の2市で構成されます。
市街化が著しく、下流には高槻市役所、鉄道(JR京都線、東海道新幹線)等が位置し、**人口・資産が集積しています。**
- 大正6年の大雨(大塚切れ)、昭和42年の洪水による芥川や女瀬川決壊をはじめ、近年でも平成24年8月の集中豪雨(約900件の家屋浸水)や平成30年の集中豪雨等で**甚大な被害が発生しています。**



市街地を流れる芥川



平成30年台風第21号による倒木被害



大正6年大塚切れ



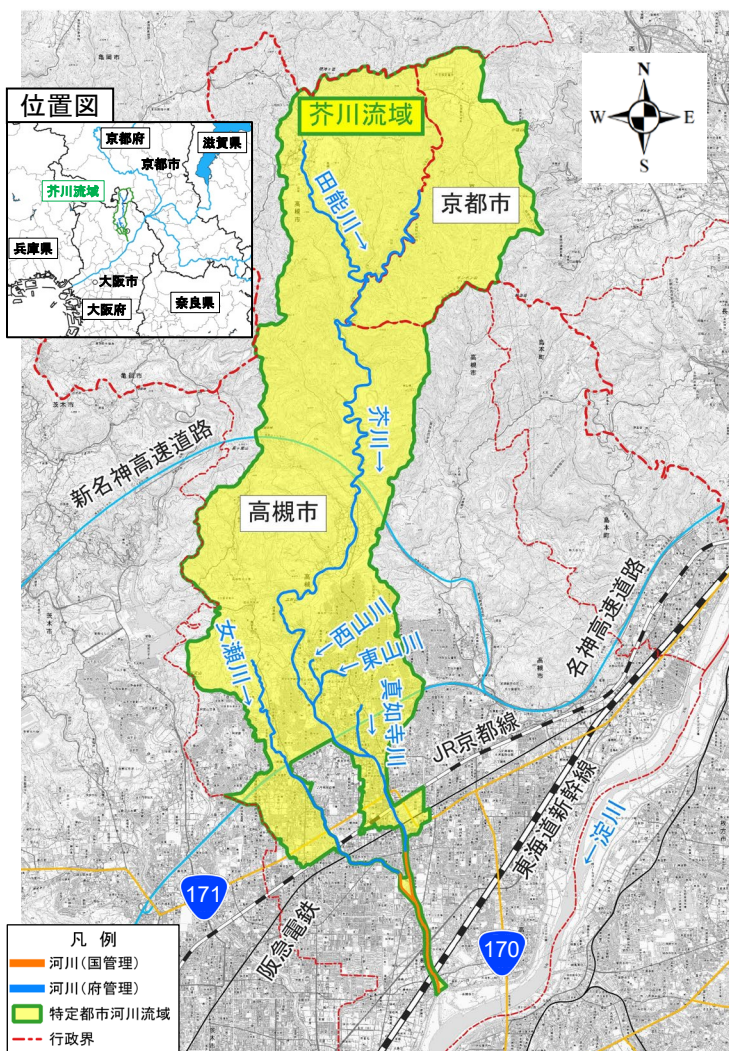
平成24年8月の浸水被害

河道等の整備に加え、**特定都市河川の指定**により、「**流域治水**」を本格的に実践します。

特定都市河川って？

宅地等が密集する河川周辺を安全な流域にするため、流域治水により治水対策を早期に推進し水害に強いまちづくりを目指して特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定するのが特定都市河川です。

■芥川特定都市河川流域位置図



▼詳細はこちら

「特定都市河川 みんなで取組む流域治水」
<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/pdf/13.pdf>



「流域治水」

堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

▼詳細はこちら

流域治水の推進
～これからは流域のみんなで～
<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/index.html>



「特定都市河川浸水被害対策法」

著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、**流域の浸水被害を防止する対策を行い、水害に強いまちづくりを推進する法律**です。

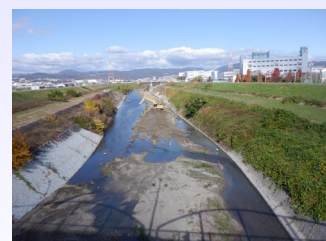
▼詳細はこちら

特定都市河川浸水被害対策法
(平成十五年法律第七十七号)
<https://laws.e-gov.go.jp/law/415AC0000000077>



芥川が特定都市河川及び特定都市河川流域に指定されると…

- **河川整備（河道掘削等）**を加速化します。
- 公共・民間による「**雨水貯留浸透施設**」等の整備の促進を図ります。 ※民間事業者は税制等の支援を受けられます。
- 1,000m²以上の**雨水浸透阻害行為**に許可を必要とすることにより、河川への流出増加の抑制を図ります。
- また、浸水により生命や身体に危害が生じるおそれのある土地からの移転等の促進を図る「**浸水被害防止区域**」や、洪水や雨水の一時的な貯留機能を持つ「**貯留機能保全区域**」の指定に向けて取り組んでいきます。



河川整備（芥川）



雨水貯留浸透施設(安満遺跡公園)



雨水貯留浸透施設(校庭貯留)

雨水浸透阻害行為の許可と申請

- 芥川特定都市河川流域内の土地で行う雨水浸透阻害行為（土地の締め固めや開発などにより雨水がしみ込みにくくなる行為）を行うには市への事前相談が必要です。
- 1,000m²以上の雨水浸透阻害行為は市の許可が必要となります。 ※令和8年4月1日から運用開始

例えば **田畑** など締め固められていない土地に**建物**を建てる

● 田畑(耕地)→宅地

例えば **田畑** など締め固められていない土地に**駐車場**を作る

● 田畑(耕地)→駐車場

例えば **林** など締め固められていない土地に**運動場**を作る

● 林→運動場

例えば **原野** など締め固められていない土地に**資材置場**を作る

● 原野→資材置場

お問い合わせ先（特定都市河川全般に関すること）

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 流域治水課

連絡先（TEL）

072-843-2861

お問い合わせ先（雨水浸透阻害行為の許可申請等に関すること）

高槻市内 高槻市都市創造部下水河川企画課

連絡先（TEL）

072-674-7432

京都市内 京都市建設局土木管理部河川整備課

075-222-3591